

平成 18 年 2 月 13 日

各 位

住友信託銀行株式会社

UFJ グループ (現三菱 UFJ グループ) に対する訴訟の判決について

本日、東京地方裁判所において、当社の UFJ ホールディングス等 UFJ 3 社 (現三菱 UFJ フィナンシャル・グループ等三菱 UFJ グループ 3 社、以下同じ) に対する訴訟に関して、当社の請求をいずれも棄却するとの判決がなされました。

UFJ 3 社の債務不履行又は不法行為を認めながら当社の請求がいずれも棄却されたことは、当社が UFJ 3 社と締結した基本合意書の趣旨・内容及びその一方的破棄までの経緯について適正な評価がなされておらず、又この訴訟の持つ社会的意義が十分理解されなかったということであり、大変遺憾です。

当社は、判決書の内容を十分検討のうえ、今後の対応を考えてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

住友信託銀行 広報室 03 - 3286 - 8146